

令和元年度第3回 山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 令和2年3月10日（火） 午後2時～午後3時40分

2 場 所 恩賜林記念館 1階 東会議室

3 出席者

（委員） 興水会長 北村委員 高村委員 田邊委員 萩原委員 武藤委員 森委員

（事務局） 商業振興金融課 課長 商業流通・サービス業担当（2人）

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

（1）開会

（2）会長あいさつ

（3）審議

（4）その他

（5）閉会

6 会議に付した事案の件名

「(仮称)ダイレックス徳行店」の新設について【公開】

「フォレストモール富士河口湖」の変更について【公開】

「忍野マーケットタウン」の変更について【公開】

7 議事の概要（敬称略）

（事務局） ((仮称)ダイレックス徳行店の届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

（会長） 「(仮称)ダイレックス徳行店」の新設について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

（委員） 別紙1建物配置図（令和2年2月17日付け法14条報告書）に関して、左折入出庫誘導看板は各出入口へどのような向きで設置するのか。道路と平行に裏表の表記とすると、県道5号線を直進してきた車両は、直前で右折入庫禁止の表示に気づくこととなり、道路側から見えにくいと思う。右折入庫禁止の表示は道路に対して垂直方向に設置いただいた方がよいと思う。

(事務局) 設置者は、全ての出入口について、道路と平行に裏表の表記として設置する計画。委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(委員) 同じく別紙1建物配置図に関して、出入口C側(計画地東側)から2箇所目の横断歩道の標示位置について、思いやり駐車場東側の駐車マスに向かって直進する位置となっており、歩行者と車両が交錯するおそれがある。横断歩道の位置を、もう少し南側へずらすなど、何らかの交通安全対策が必要と思う。

(事務局) 委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(委員) 別紙1建物配置図の左折入出庫誘導看板の標示内容について、道路側の右折入庫禁止の標示を、店舗側と統一して、文字と記号を併記した方がわかりやすいと思う。検討いただきたい。

(事務局) 委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(会長) 進入禁止などのデザインを道路標識と同じ標示としてよいのか。

(事務局) 警察からは、案内標示は公安委員会の標示と類似しないようなデザインとするように指導されている。この点についても併せて設置者へ伝える。

(委員) 点字ブロックの代わりに、インターホンを設置いただけることは、とてもよかったと思う。別紙1建物配置図を見ると、出入口C南側の花壇付近にインターホンを設置する計画だが、機器を設置する時には、利用者の手が届く位置へ確実に設置いただきたい。また、店員が来るまで、出入口付近で待つことになるため、花壇の形状を工夫するなど、利用者が安全に使える構造となるよう検討していただきたい。

(事務局) 委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(委員) 出入口Cが左折出庫となっているが、向かい側にはオギノ貢川店の駐車場出入口があり、すぐ北側には横断歩道がある。出入口Cからの退店車両に対し、徐行を促し、歩行者の安全を確保するための交通安全対策について検討していただきたい。

(事務局) 委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(会 長) それでは審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会 長) 「(仮称)ダイレックス徳行店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(事 務 局) (フォレストモール富士河口湖の届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会 長) 「フォレストモール富士河口湖」の変更について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

(委 員) 今回、隔地駐車場の変更ということだが、届出書33ページの変更前の建物配置図から、既に現状が変わっている。変更前とはどの時点のことか。現時点で新たに図面の提出を求める必要はないと思うが、法の手続き上、現状を反映した図面の提出は不要か。

(事 務 局) 法の手続き上、変更前とは届出上の変更前の時点となるため、届出書添付のとおり図面の提出が必要となる。今回は、必要な手続きが行われなかったため、届出書添付の変更前の図面と現状が異なっている。

(会 長) 現地調査の際、未整備の代替駐車場を案内されたが、届出上の隔地駐車場が現状は他の用途で使用される等、利用できないため、場所は変わってしまうが、変更前の届出台数を確保する目的で代替地を確保したということか。

(事 務 局) そのとおり。本件は、法に基づき適時・適切に届出を行い、審議会で審議をいただいた上で、変更する必要がある。今回はこの点に不備があった。しかし、現地調査の際に確認いただいたとおり、設置者は届出台数を確保する目的で代替駐車場を設けている。設置者に対しては、今後も引き続き、法に基づき適時・適切に必要な手続きを行うよう指導する。

(会 長) 新設時には、指針台数を上回る駐車台数を確保するように指導をしているが、新設

後の運営状況によっては、今回の様に指針台数を下回る変更も可能となるのか。

(事務局) 設置者にレジデータ、駐車場利用実態調査等の定量的な数値、根拠を示していただき、収容台数が充足するか十分に検証を行い、問題がない場合には、指針台数以下への変更は可能。

(委員) 今回の変更により、別途確保している未整備の代替駐車場についても減らすことができるのか。

(事務局) そのとおり。

(会長) それでは審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「フォレストモール富士河口湖」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(事務局) (忍野マーケットタウンの届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会長) 「忍野マーケットタウン」の変更について事務局から説明があったので、意見や事務局への質問等があれば述べていただきたい。

(委員) 廃棄物に関して、忍野マーケットタウンでは、一般廃棄物として処理されるもの以外で、事業活動に伴う空き缶、空き瓶は排出されないという理解でよいか。

(事務局) そのとおり。

(委員) 別紙1建物配置図(令和2年3月5日付け法14条報告書)の出入口①付近の誘導看板の標示内容について、右折入庫禁止と文字のみ標示しているが、こうした標示は一般的であるのか。よりわかりやすい標示となるよう、記号も併記した方がよいと思う。

(事務局) 看板の内容について、文字のみ標示するケース、記号を併記するケースなど、様々である。よりわかりやすい標示内容となるよう、委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(委員) 現地調査の際、駐車マス25番から33番付近(別紙1建物配置図)の状況を確認したが、フェンスの前後に30cmから40cm程度の段差があった。現状、フェンスが設置されているが、一部がへこんでいた。現状は車止めが無いので、車が後退し過ぎて、フェンスへ衝突したのではないかと思う。設置者へフェンス撤去後に各駐車マスへ車止めを設置するか口頭で確認したが、設置すると思うとの曖昧な回答であった。フェンスを撤去する際には、駐車場内の高低差を考慮して、駐車マスへの車止めの設置など、駐車場内の交通安全対策を講じていただきたい。

(事務局) 委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(委員) 騒音について、規制基準値を超過している地点がある。現状、営業を行う中で、住民からの苦情はないということだが、問題が生じた場合には、適切に対応いただきたい。また、現地調査の際、サンロード棟裏側(西側)の冷凍機室外機は手で押さえると音が小さくなり、コメリ棟南側のポンプからは比較的大きな音が生じていた。機器のメンテナンスをしっかりと行い、静穏、静粛な環境の維持に努めていただきたい。

(事務局) 委員からいただいた意見を設置者へ伝える。

(会長) 山梨県環境緑化条例の環境緑化基準5%に対して、設置者は現状の敷地に限界があるため3.8%としているが、努力義務という扱いか。

(事務局) 所管課のみどり自然課へも確認したが、努力義務である。

(会長) それでは審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会長) 「忍野マーケットタウン」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(以上)